給排水設備清掃 点検等業務表

第1 総括的事項

1 清掃業務範囲

受水槽内

2 法令の遵守

乙は、清掃業務を実施するにあたっては、「水道法」(昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号) その他法令を遵守しなければならない。

- 3 現場の管理
- (1) 清掃業務の現場では、常に使用器具、清掃用具その他の整理整頓を行い、設備等に危害損傷を与えないよう、必要に応じ適切な防護措置を講ずること。
- (2) 清掃作業中は施設利用者に、迷惑を及ぼす行為のないよう、十分に注意すること。
- (3) 清掃業務委託完了後は、使用器具、清掃用具等は直ちに搬出し、完全に後片付けを行うこと。
- 4 施工の確認

清掃業務完了後、乙の係員の確認を受けること。

- 5 提出書類
- (1) 作業報告書

1部

(2) 清掃業務記録写真 (カラー) 1部

第2 給排水設備清掃・点検業務

1. 業務責任者

この業務の責任者は、次の三者のいずれかであること。

- イ 建築物環境衛生管理者
- ロ 厚生大臣が指定した機関が実施する貯水槽の清掃に関する講習会を終了した者。
- ハ 厚生大臣が上記の者と同等以上の知識経験を有すると認めた者。
- 2. 現場の把握
- (1)業務計画に必要な受水槽等の周辺の状況と断水時の関係を調査し、極力断水時間の短縮を図ること。
- (2)受水槽等の清掃に先立ち、必ず酸欠調査等の調査を実施し、換気を行う等危険防止措置を行うこと。
- (3) 雨天による変更等については、甲と協議のうえ清掃日を決める。
- 3. 清掃作業
- (1) よごれ、付着物などを水洗いした後、さらにブラシ、高圧洗浄機等を使用し洗浄すること。
- (2) 金属部分(槽壁面、水中ポンプ揚水管、マンホール、タラップ等)の浮き錆はスクレーバ、ワイヤーブラシ、高圧洗浄機を使用し除去すること。
- (3) 異物(小石、砂等)の除去と洗浄廃水の排水を完全に行うこと。

(4) 清掃の仕上げは、清水による水洗いをして濁りがなくなるまで繰り返し行い、最後に内部をウエス等できれいにふきとり清掃の確認を行うこと。

4. 消毒作業

- (1) 消毒作業は厚生大臣に認定を受けた消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム)を用いること。
 - イ 1回目の消毒後20分以上経過してから水洗いをすること。
 - ロ 2回目の消毒後15分以上経過してから注水開始すること。
- (2) 消毒作業完了後は、槽内へ入らないこと。

5. 点検作業

- (1)受水槽等の内部を点検し、異常個所又は衛生上の問題個所を認めた場合は、甲にただちに連絡し指示を受けること。
- (2) 給水ポンプ、自動給水弁、配電盤の自動運転装置及び機器類の点検調整を行うこと。

排水管清掃 · 点検等業務表

第1 総括的事項

1 清掃業務範囲

清掃業務の範囲は当該施設内の汚水管・雑排水管の共用立管並びに横引管より公共桝流出口までとする。

2 法令の遵守

乙は、清掃業務を実施するにあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) その他の法令を遵守しなければならない。

3 現場の管理

- (1) 清掃業務の現場では、常に使用器具、清掃用具その他の整理整頓を行い、設備等に危害損傷を与えないよう、必要に応じ適切な防護措置を講ずること。
- (2) 清掃作業中は施設利用者に、迷惑を及ぼす行為のないよう、十分に注意すること。
- (3) 清掃業務委託完了後は、使用器具、清掃用具等は直ちに搬出し、完全に後片付けを行うこと。
- 4 施工の確認

清掃業務完了後、乙の係員の確認を受けること。

- 5 提出書類
 - (1)作業報告書 1部
 - (2) 清掃業務記録写真 (カラー) 1部

第2章 排水管清掃・点検業務

1 現場代理人

給排水衛生設備に関する知識及び経験を有する者であること。

2 使用用具

この清掃方法は、高圧水洗浄方式を主体とし管渠の状態により適切な機器を使用するものとする。 高圧洗浄方式の使用する器具の能力は、洗浄ポンプ圧 100Kg/cmー吐出量 100/分、以上のものを用意 する。

3 作業

- イ 清掃作業による清掃涬を直接下水管に流さず受網等によって場外搬出処分すること。
- ロ 清掃作業終了後は、掃除箇所を入念に水洗いして仕上げること。
- ハ 清掃作業中生じた排水器具等の損傷は、すみやかに復旧すること。
- 二 乙は、配管または器具に漏水箇所を発見した場合は、簡易修理を行い甲に直ちに報告を行うものとする。

4. 点検作業

乙は清掃完了後、甲の立会いのもとに適正な流出状況を確認するものとする。